

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 添-1-015-1 改2
提出年月日	2020年7月16日

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料
原子炉格納施設のうち
原子炉格納容器

(添付書類)

2020年7月

東京電力ホールディングス株式会社

V-1 説明書

V-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

V-1-1-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

V-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）

V-5 図面

8.1 原子炉格納容器

- ・第 8-1-1-1 図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（その 1）
- ・第 8-1-1-2 図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（その 2）
- ・第 8-1-1-3 図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（その 3）
- ・第 8-1-1-4 図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（その 4）
- ・第 8-1-1-5 図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（その 5）
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器（その 1）
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-1-1 図「原子炉格納容器全体構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器（その 2）
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-4-1 図「下部ドライウエルアクセストネル構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器（その 3）
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-1-2 図「原子炉格納容器展開図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器（その 4）
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-1-3 図「原子炉格納容器配筋図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器（その 5）
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-1-4 図「原子炉格納容器ライナ構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器（その 6）
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-1-5 図「ドライウエル主フランジ構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 上部ドライウエル機器搬入用ハッチ
【平成 4 年 3 月 27 日付け 3 資庁第 13034 号にて認可された工事計画の第 6-1-7 図「上部ドライウエル機器搬入用ハッチ構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 下部ドライウエル機器搬入用ハッチ

【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-1-9図「下部ドライウエルアクセストネルスリーブ及び鏡板（機器搬入用ハッチ付）構造図」による。】

- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 サプレッションチェンバ出入口
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-1-10図「サプレッションチェンバ出入口構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 上部ドライウエル所員用エアロック
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-1-6図「上部ドライウエル所員用エアロック構造図」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 下部ドライウエル所員用エアロック
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-1-8図「下部ドライウエルアクセストネルスリーブ及び鏡板（所員用エアロック付）構造図」による。】
- ・第8-1-2-1図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部一覧表
- ・第8-1-2-2図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 配管貫通部（その1）
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 配管貫通部（その2）
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-2-2図「配管貫通部構造図（その2）」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 配管貫通部（その3）
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-2-3図「配管貫通部構造図（その3）」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 配管貫通部（その4）
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-2-4図「配管貫通部構造図（その4）」による。】
- ・原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 電気配線貫通部（その1）
【平成4年3月27日付け3資庁第13034号にて認可された工事計画の第6-2-5図「電気配線貫通部構造図（その1）」による。】
- ・第8-1-2-3図 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 電気配線貫通部（その2）

2. 原子炉格納容器

2.1 原子炉格納容器本体

名 称			原子炉格納容器
最高使用圧力	内圧（ドライウエル， サプレッションチェンバ）	kPa	310, 620
	外圧（ドライウエル， サプレッションチェンバ）	kPa	14
最高使用温度	ド ラ イ ウ エ ル	℃	171, 200
	サプレッションチェンバ	℃	104, 200
設 計 漏 え い 率		%/d	0.4 以下 〔 常温，空気又は窒素，最高使用圧力 〕 の 0.9 倍に等しい圧力において
個 数	ド ラ イ ウ エ ル	—	1
	サプレッションチェンバ	—	1
	底 部	—	1
	下部ドライウエルアクセス トンネルスリーブ及び鏡板	—	2
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>原子炉格納容器は，設計基準対象施設として原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり，かつ，放射性物質の拡散に対する障壁を形成し，その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち原子炉格納容器のうち原子炉格納容器本体（原子炉格納容器）として使用する原子炉格納容器は，以下の機能を有する。</p> <p>原子炉格納容器は，重大事故等時における圧力，温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）として使用する原子炉格納容器は，以下の機能を有する。</p> <p>原子炉格納容器は，設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪</p>			

失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、格納容器スプレイ冷却モードとして使用する場合には、残留熱除去系ポンプにより、水源であるサプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器を冷却できる設計とする。また、サプレッションチェンバプール水冷却モードとして使用する場合には、残留熱除去系ポンプにより、水源であるサプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器で冷却した後にサプレッションチェンバ内に戻すことで、原子炉格納容器を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（耐圧強化ベント系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系等を経由して主排気筒（内筒）を通して原子炉建屋外に放出することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（格納容器圧力逃がし装置）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（高圧炉心注水系）として使用する原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心

の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、高圧炉心注水系ポンプにより、水源であるサプレッションチェンバの水を補給水系等を経由して原子炉压力容器へ注水することで、炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉隔離時冷却系）として使用する原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、原子炉隔離時冷却系ポンプにより、水源であるサプレッションチェンバの水を高圧炉心注水系等を経由して原子炉压力容器へ注水することで、炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（低圧注水系）として使用する原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。

系統構成は、残留熱除去系ポンプにより、水源であるサプレッションチェンバのプール水を原子炉压力容器へ注水することで、炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（水の供給設備）として使用する原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッションチェンバ）は、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッションチェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備（格納容器スプレイ冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。

系統構成は、残留熱除去系ポンプにより、水源であるサプレッションチェンバのプール水をドライウエル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備（サプレッションチェンバプール水冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。

系統構成は、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器により、サプレッションチェンバのプール水を冷却することで、原子炉格納容器を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備（格納容器下部注水系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。

系統構成は、格納容器下部注水系（常設）として使用する場合には、復水移送ポンプにより、復水貯蔵槽の水を補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。また、格納容器下部注水系（可搬型）として使用する場合には、可搬型代替注水ポンプ（A-2 級）により、代替淡水源の水を補給水系を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器

安全設備（代替格納容器スプレイ冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。

系統構成は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）として使用する場合には、復水移送ポンプにより、復水貯蔵槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。また、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）として使用する場合には、可搬型代替注水ポンプ（A-2 級）により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器スプレイ管からドライウエル内及びサブプレッションチェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち原子炉格納容器安全設備（代替循環冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、サブプレッションチェンバを水源とした復水移送ポンプにより、サブプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器(B)にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器又は原子炉格納容器下部へ注水するとともに、原子炉格納容器内へスプレイすることで、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（耐圧強化ベント系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために設置する。

系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合において代替循環冷却系を長期使用した際に、

ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスを不活性ガス系等を経由して、主排気筒（内筒）を通して大気に排出できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（格納容器圧力逃がし装置）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備のうち圧力逃がし装置（格納容器圧力逃がし装置）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内雰囲気ガスを、不活性ガス系を経由してフィルタ装置及びよう素フィルタへ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。

1. 最高使用圧力

1.1 内圧（ドライウエル、サプレッションチェンバ）

1.1.1 最高使用圧力 310kPa

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）は、原子炉冷却材喪失時の最高圧力を上回るように設定する。V-1-8-1「原子炉格納施設的设计条件に関する説明書」の「4.2.1 圧力及び温度に関する設計条件」に記載のとおり、原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器の過渡解析の結果、ドライウエルの最高圧力が248kPaとなることから、これを上回る310kPaとする。

1.1.2 最高使用圧力 620kPa

原子炉格納容器を重大事故等時において使用する場合の圧力は、既往研究に基づく原子炉格納容器の耐性評価結果に個別プラントの設計・施工のばらつき等の不確実性を考慮して余裕を持たせた限界圧力を 620kPa と設定し、この限界圧力を超えないよう重大事故等対策を講じ、その有効性を重大事故等対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）にて確認していることから、620kPa とする。

1.2 外圧

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）は、V-1-8-1「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」の「4.2.1 圧力及び温度に関する設計条件」に記載のとおり、原子炉格納容器は外面に過大な外圧が作用しないように真空破壊弁を設けていることから、ABWR プラント標準の 14kPa とする。

原子炉格納容器を重大事故等時において使用する場合の外圧は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、14kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 最高使用温度 171℃（ドライウエル）

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の最高使用温度は、原子炉冷却材喪失時の最高温度を上回るように設定する。V-1-8-1「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」の「4.2.1 圧力及び温度に関する設計条件」に記載のとおり、原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器の過渡解析の結果、ドライウエルの最高温度が 138℃となることから、これを上回る 171℃とする。

2.2 最高使用温度 200℃（ドライウエル）

原子炉格納容器（ドライウエル）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請添付書類十）で原子炉格納容器（ドライウエル）のうち壁面温度が最大となる格納容器破損モードである雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用しない場合）において約 165℃であることから、約 165℃を上回る 200℃とする。

2.3 最高使用温度 104℃（サブプレッションチェンバ）

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の最高使用温度は、原子炉冷却材喪失時の最高圧力を上回るように設定する。V-1-8-1「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」の「4.2.1 圧力及び温度に関する設計条件」に記載のとおり、原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器の過渡解析の結果、サブプレッションチェンバの最高温度が 97℃となることから、こ

れを上回る 104℃とする。

2.4 最高使用温度 200℃ (サブプレッションチェンバ)

原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等対策の有効性評価解析 (原子炉設置変更許可申請書添付書類十) のうち原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) 温度が最大となる事故シーケンスグループである高圧・低圧注水機能喪失において 172℃であることから、172℃を上回る 200℃とする。

3. 設計漏えい率

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の設計漏えい率は、V-1-8-1「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」の「4.2.2 漏えい率に対する設計条件」に記載のとおり、安全評価の結果、設計基準事故時の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の基準を満足する設計値である 0.4%/d 以下 (常温, 空気又は窒素, 最高使用圧力の 0.9 倍に等しい圧力において) とする。

原子炉格納容器を重大事故等時において使用する場合の設計漏えい率は、設計基準対象施設として使用する場合の設計漏えい率と同じ 0.4%/d 以下 (常温, 空気又は窒素, 最高使用圧力の 0.9 倍に等しい圧力において) とする。

なお、重大事故等時の漏えい率は、原子炉格納容器圧力が設計基準対象施設としての最高使用圧力の 0.9 倍より大きい場合においても原子炉格納容器の環境条件を考慮し、適切に割増して評価に使用しており、その設定値において被ばく評価上の基準に適合することを確認している。被ばく評価についてはV-1-8-1「原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」の「別添 3 格納容器圧力逃がし装置の設計」及びV-1-7-3「中央制御室の居住性に関する説明書」による。

4. 個数

原子炉格納容器は、設計基準対象施設として原子炉冷却材喪失時の圧力障壁、放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため等に必要な個数であるドライウエル 1 個, サプレッションチェンバ 1 個, 底部 1 個, 下部ドライウエルアクセストネルスリーブ及び鏡板 2 個を設置する。

原子炉格納容器は、設計基準対象施設として設置しているものを重大事故等時における設計条件にて使用するため設計基準対象施設としてドライウエル 1 個, サプレッションチェンバ 1 個, 底部 1 個, 下部ドライウエルアクセストネルスリーブ及び鏡板 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

2.2 機器搬出入口

名 称			上部ドライウエル機器搬入用ハッチ
最高使用圧力	内圧	kPa	310, 620
	外圧	kPa	14
最高使用温度		℃	171, 200
個 数		—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>・設計基準対象施設</p> <p>上部ドライウエル機器搬入用ハッチは、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の点検、補修作業における機器の搬出入に使用するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等時に、原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（機器搬出入口）として使用する上部ドライウエル機器搬入用ハッチは、以下の機能を有する。</p> <p>上部ドライウエル機器搬入用ハッチは、重大事故等における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 内圧</p> <p>設計基準対象施設として使用する上部ドライウエル機器搬入用ハッチの最高使用圧力（内圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。</p> <p>上部ドライウエル機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。</p> <p>1.2 外圧</p> <p>設計基準対象施設として使用する上部ドライウエル機器搬入用ハッチの最高使用圧力（外圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p> <p>上部ドライウエル機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合の圧力（外圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p>			

2. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する上部ドライウエル機器搬入用ハッチの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

上部ドライウエル機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

3. 個数

上部ドライウエル機器搬入用ハッチは、設計基準対象施設として1個設置する。

上部ドライウエル機器搬入用ハッチは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

名 称		下部ドライウェル機器搬入用ハッチ	
最高使用圧力	内圧	kPa	310, 620
	外圧	kPa	14
最高使用温度		℃	171, 200
個 数		—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>下部ドライウェル機器搬入用ハッチは、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の点検、補修作業における機器の搬出入に使用するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に、原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（機器搬出入口）として使用する下部ドライウェル機器搬入用ハッチは、以下の機能を有する。</p> <p>下部ドライウェル機器搬入用ハッチは、重大事故等における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 内圧</p> <p>設計基準対象施設として使用する下部ドライウェル機器搬入用ハッチの最高使用圧力（内圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。</p> <p>下部ドライウェル機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。</p> <p>1.2 外圧</p> <p>設計基準対象施設として使用する下部ドライウェル機器搬入用ハッチの最高使用圧力（外圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p> <p>下部ドライウェル機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合の圧力（外圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p>			

2. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用する下部ドライウエル機器搬入用ハッチの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

下部ドライウエル機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 個数

下部ドライウエル機器搬入用ハッチは、設計基準対象施設として 1 個設置する。

下部ドライウエル機器搬入用ハッチは、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

名 称		サブプレッションチェンバ出入口	
最高使用圧力	内圧	kPa	310, 620
	外圧	kPa	14
最高使用温度		℃	104, 200
個 数		—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>サブプレッションチェンバ出入口は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の点検、補修作業における機器の搬出入に使用するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に、原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（機器搬出入口）として使用するサブプレッションチェンバ出入口は、以下の機能を有する。</p> <p>サブプレッションチェンバ出入口は、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 内圧</p> <p>設計基準対象施設として使用するサブプレッションチェンバ出入口の最高使用圧力（内圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。</p> <p>サブプレッションチェンバ出入口を重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。</p> <p>1.2 外圧</p> <p>設計基準対象施設として使用するサブプレッションチェンバ出入口の最高使用圧力（外圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p> <p>サブプレッションチェンバ出入口を重大事故等時において使用する場合の圧力（外圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p>			

2. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するサブプレッションチェンバ出入口の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

サブプレッションチェンバ出入口を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 個数

サブプレッションチェンバ出入口は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

重大事故等時に使用するサブプレッションチェンバ出入口は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

2.3 エアロック

名 称		上部ドライウェル所員用エアロック	
最高使用圧力	内圧	kPa	310, 620
	外圧	kPa	14
最高使用温度		℃	171, 200
個 数		—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>上部ドライウェル所員用エアロックは、設計基準対象施設として原子炉格納容器内機器の点検、補修作業の際に使用するとともに緊急時の出入りを容易にするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に、原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（エアロック）として使用する上部ドライウェル所員用エアロックは、以下の機能を有する。</p> <p>上部ドライウェル所員用エアロックは、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 内圧</p> <p>設計基準対象施設として使用する上部ドライウェル所員用エアロックの最高使用圧力（内圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。</p> <p>上部ドライウェル所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は、重大事故等時における使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。</p> <p>1.2 外圧</p> <p>設計基準対象施設として使用する上部ドライウェル所員用エアロックの最高使用圧力（外圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p> <p>上部ドライウェル所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合の圧力（外圧）は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する上部ドライウェル所員用エアロックの最高使用温度は、原</p>			

子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

上部ドライウエル所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 個数

上部ドライウエル所員用エアロックは、設計基準対象施設として 1 個設置する。

重大事故等時に使用する上部ドライウエル所員用エアロックは、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

名 称			下部ドライウエル所員用エアロック
最高使用圧力	内圧	kPa	310, 620
	外圧	kPa	14
最高使用温度		℃	171, 200
個 数		—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 下部ドライウエル所員用エアロックは、設計基準対象施設として原子炉格納容器内機器の点検、補修作業の際に使用するとともに緊急時の出入りを容易にするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に、原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（エアロック）として使用する下部ドライウエル所員用エアロックは、以下の機能を有する。 下部ドライウエル所員用エアロックは、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。 <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 内圧 設計基準対象施設として使用する下部ドライウエル所員用エアロックの最高使用圧力（内圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。 下部ドライウエル所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。</p> <p>1.2 外圧 設計基準対象施設として使用する下部ドライウエル所員用エアロックの最高使用圧力（外圧）は、原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。 下部ドライウエル所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合の圧力（外圧）は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（外圧）と同じ14kPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する下部ドライウエル所員用エアロックの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。</p>			

下部ドライウエル所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

3. 個数

下部ドライウエル所員用エアロックは、設計基準対象施設として1個設置する。

重大事故等時に使用する下部ドライウエル所員用エアロックは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

2.4 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部

貫 通 部 番 号		X-80, X-81	X-240, X-241
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	171, 200	104, 200
外 径	mm	□	
構 成	—	スリーブ	
個 数	—	4	

【設 定 根 拠】

(概要)

本貫通部 (X-80) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (ドライウエル) 内の雰囲気ガスを換気するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

本貫通部 (X-81) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (ドライウエル) 内の雰囲気ガスを換気するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに耐圧強化ベント系、格納容器圧力逃がし装置の流路として使用するために設置する。

本貫通部 (X-240) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (サプレッションチェンバ) 内の雰囲気ガスを換気するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

本貫通部 (X-241) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (サプレッションチェンバ) 内の雰囲気ガスを換気するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに耐圧強化ベント系、格納容器圧力逃がし装置の流路として使用するた

めに設置する。

1. 最高使用圧力

1.1 X-80, X-81, X-240, X-241 のスリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する本スリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 X-80, X-81 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用する本スリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）との使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 X-240, X-241 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用する本スリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 X-80, X-240 の外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-81, X-241 の外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、接続する重大事故等対処設備の主配管の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-80, X-81, X-240, X-241）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 4 個設置する。

本貫通部（X-80, X-81, X-240, X-241）は、設計基準対象施設として4個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-201, X-202, X-203
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620
最 高 使 用 温 度	℃	104, 200
外 径	mm	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ
個 数	—	3
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-201) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) のサブプレッションプール水を残留熱除去系ポンプ (A) に供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに低圧注水系、残留熱除去系、サブプレッションチェンバプール水冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-202) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) のサブプレッションプール水を残留熱除去系ポンプ (B) に供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに低圧注水系、残留熱除去系、格納容器スプレイ冷却系、サブプレッションチェンバプール水冷却系、代替循環冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-203) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) のサブプレッションプール水を残留熱除去系ポンプ (C) に供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに低圧注水系、残留熱除去系、格納容器スプレイ冷却系、サブプレッションチェンバプール水冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-201, X-202, X-203 のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p>		

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 X-201, X-202, X-203 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 X-201, X-202, X-203 の外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、接続する重大事故等対処設備の主配管の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-201, X-202, X-203）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 3 個設置する。

本貫通部（X-201, X-202, X-203）は、設計基準対象施設として 3 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-90, X-91, X-92, X-93	X-210B, X-210C	X-250, X-251		
最高使用圧力	kPa	310, 620				
最高使用温度	℃	171, 200		104, 200		
外 径	mm	□				
構 成	—	スリーブ	端板	スリーブ	スリーブ	端板
個 数	—	8				
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-90, X-91, X-92, X-93, X-250, X-251) は、設計基準対象施設として運転中は原子炉格納容器バウンダリを確保するため閉止しており、将来の設備増加あるいは設置変更等により原子炉格納容器貫通部の追加に備えて設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分に低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-210B, X-210C) は、設計基準対象施設として高圧炉心注水系としてサブプレッションチェンバプール水を高圧炉心注水系ポンプに供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分に低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに高圧炉心注水系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-90, X-91, X-92, X-93, X-210B, X-210C, X-250, X-251 のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する本スリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 X-90, X-91, X-92, X-93, X-250, X-251 の端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>						

2. 最高使用温度

2.1 X-90, X-91, X-92, X-93 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 X-90, X-91, X-92, X-93 の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 X-210B, X-210C のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.4 X-250, X-251 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.5 X-250, X-251 の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 X-90, X-91, X-92, X-93, X-250, X-251 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-90, X-91, X-92, X-93, X-250, X-251 の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 X-210B, X-210C のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、接続する重大事故等対処設備の主配管の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-90, X-91, X-92, X-93, X-210B, X-210C, X-250, X-251) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 8 個設置する。

本貫通部 (X-90, X-91, X-92, X-93, X-210B, X-210C, X-250, X-251) は、設計基準対象施設として 8 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号	X-112	X-252, X-255	X-253	X-254			
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620					
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	104, 200				
外 径	mm	□					
構 成	—	スリーブ	スリーブ	端板	スリーブ	スリーブ	端板
個 数	—	5					

【設 定 根 拠】

(概要)

本貫通部 (X-112) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材喪失時に原子炉格納容器内で発生する可燃性ガスを、可燃性ガス濃度制御系へ導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

本貫通部 (X-253) は、設計基準対象施設として可燃性ガス濃度制御系で可燃性ガスを再結合させた際に生じる水蒸気をサプレッションチェンバへ導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

本貫通部 (X-252, X-255, X-254) は、設計基準対象施設として運転中は原子炉格納容器バウンダリを確保するため閉止しており、将来の設備増加あるいは設置変更等により原子炉格納容器貫通部の追加に備えて設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

1. 最高使用圧力

1.1 X-112, X-252, X-255, X-253, X-254 のスリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.2 X-252, X-255, X-254 の端板の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 X-112 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 X-252, X-255, X-253, X-254 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 X-252, X-255, X-254 の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 X-112, X-253 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-252, X-255, X-254 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 X-252, X-255, X-254 の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-112, X-252, X-255, X-253, X-254) は、設計基準対象施設として、各 1 個、合計 5 個設置する。

本貫通部 (X-112, X-252, X-255, X-253, X-254) は、設計基準対象施設として 5 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号	X-204, X-205, X-206, X-222	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620
最 高 使 用 温 度	℃	104, 200
外 径	mm	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-204, X-205, X-206) は、設計基準対象施設として残留熱除去系にてサブプレッションチェンバプール水を冷却してサブプレッションチェンバに戻すために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、サブプレッションチェンバプール水冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-222) は、設計基準対象施設としてサブプレッションプール浄化系にてサブプレッションチェンバプール水を浄化してサブプレッションチェンバへ戻すために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-204, X-205, X-206, X-222 のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 X-204, X-205, X-206, X-222 のスリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の最高使用温度と同じ 104℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉</p>		

格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 X-204, X-205, X-206 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、接続する主配管「サブプレッションプール注水配管(A)分岐部～サブプレッションチェンバ」の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-222 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-204, X-205, X-206, X-222）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 4 個設置する。

本貫通部（X-204, X-205, X-206, X-222）は、設計基準対象施設として 4 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-3	X-30B, X-30C	X-61, X-62 X-63, X-64	X-214, X-221
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)	3.43 (MPa)	1.37 (MPa)	310, 620 (kPa)
最高使用温度	℃	171, 200			104, 200
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
構 成	—	スリーブ	端板	スリーブ	スリーブ
個 数	—	9			

【設 定 根 拠】

(概要)

本貫通部 (X-3) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の点検、補修作業における機器の搬出入に使用するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

本貫通部 (X-30B) は、設計基準対象施設としてサプレッションプール水を原子炉格納容器内にスプレーするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、格納容器スプレー冷却系、代替格納容器スプレー冷却系、代替循環冷却系の流路として使用するために設置する。

本貫通部 (X-30C) は、設計基準対象施設としてサプレッションプール水を原子炉格納容器内にスプレーするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、格納容器スプレー冷却系の流路として使用するために設置する。

本貫通部 (X-61, X-62, X-63, X-64) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の冷却が必要な機器に冷却水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質

の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

本貫通部 (X-214) は、設計基準対象施設として原子炉隔離時冷却系ポンプにサプレッションプール水を導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに原子炉隔離時冷却系の流路として使用するために設置する。

本貫通部 (X-221) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器 (サプレッションチェンバ) のサプレッションプール水をサプレッションプール浄化系に導くために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

1. 最高使用圧力

1.1 X-3, X-214, X-221 のスリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.2 X-3 の端板の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.3 X-30B, X-30C スリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、接続する主配管「ドライウエルスプレイモード(B)分岐部～原子炉格納容器スプレイ管 (ドライウエル側)」及び「ドライウエルスプレイモード(C)分岐部～原子炉格納容器スプレイ管 (ドライウエル側)」の最高使用圧力と同じ 3.43MPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、3.43MPa とする。

1.4 X-61, X-62, X-63, X-64 のスリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉補機冷却水系配管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力（内圧）620kPa を上回る設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 X-3, X-30B, X-30C, X-61, X-62, X-63, X-64 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 X-3 の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 X-214, X-221 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 X-3 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-30B, X-30C, X-214 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、接続する主配管「ドライウエ

ルスプレイモード(B)分岐部～原子炉格納容器スプレイ管(ドライウエル側)」、「ドライウエルスプレイモード(C)分岐部～原子炉格納容器スプレイ管(ドライウエル側)」及び「原子炉隔離時冷却系ストレーナ～サプレッションプール水合流部」の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 X-61, X-62, X-63, X-64, X-221 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.4 X-3 の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部(X-3, X-30B, X-30C, X-61, X-62, X-63, X-64, X-214, X-221)は、設計基準対象施設として各1個、合計9個設置する。

本貫通部(X-3, X-30B, X-30C, X-61, X-62, X-63, X-64, X-214, X-221)は、設計基準対象施設として9個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-82	X-242
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	171, 200	104, 200
外 径	mm	□	
構 成	—	スリーブ	
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-82) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材喪失時に原子炉格納容器内で発生する可燃性ガスを、可燃性ガス濃度制御系へ導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-242) は、設計基準対象施設として可燃性ガス濃度制御系で可燃性ガスを再結合させた際に生じる水蒸気をサブプレッションチェンバへ導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに格納容器圧力逃がし装置の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-82, X-242 のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 X-82 のスリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 X-242 のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 X-82 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-242 のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、接続する主配管「フィルタベントドレン移送ライン合流部～サブプレッションチェンバ」の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-82, X-242）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-82, X-242）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫通部番号		X-200B, X-200C	X-740
最高使用圧力	—	3.43 (MPa)	310, 620 (kPa)
最高使用温度	℃	104, 200	171, 200
外径	mm	□	
構成	—	スリーブ	
個数	—	3	
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-200B) は、設計基準対象施設としてサブプレッションプール水をサブプレッションチェンバ内にスプレイするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、格納容器スプレイ冷却系、代替格納容器スプレイ冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-200C) は、設計基準対象施設としてサブプレッションプール水をサブプレッションチェンバ内にスプレイするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、格納容器スプレイ冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-740) は、設計基準対象施設として下部ドライウェルへ補給水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに格納容器下部注水系、代替循環冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-200B, X-200C のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、接続する主配管「サブプレッションチェンバスプレイモード (B) 分岐部～原子炉格納容器スプレイ管 (サブプレッションチェンバ側)」及び「サブプレッションチェンバスプレイモード (C) 分岐部～原子炉格納容器スプレイ管 (サブプレッションチェンバ側)」の最高使用圧力と同じ 3.43MPa とする。</p>			

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、3.43MPaとする。

1.2 X-740のスリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。

2. 最高使用温度

2.1 X-200B, X-200Cのスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ200℃とする。

2.2 X-740のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

3. 外径

3.1 X-200B, X-200C, X-740のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、接続する主配管「サブプレッションチェンバスプレイモード(B)分岐部～原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバ側）」、「サブプレッションチェンバスプレイモード(C)分岐部～原子炉格納容器スプレイ管（サブプレッションチェンバ側）」及び「格納容器下部注水系分岐部～下部ドライウエル」の外径と同仕様で設計し、mmとする。

4. 個数

本貫通部（X-200B, X-200C, X-740）は、設計基準対象施設として各1個、合計3個設置する。

本貫通部（X-200B, X-200C, X-740）は、設計基準対象施設として3個設置しているものを重

大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-69
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.86
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200
外 径	mm	
構 成	—	スリーブ
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-69) は、設計基準対象施設として、原子炉格納施設内の圧縮空気が必要となる設備へ圧縮空気を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、所内用圧縮空気系配管の最高使用圧力と同じ 0.86MPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力と同じ 0.86MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p> <p>3. 外径</p> <p>3.1 スリーブの外径</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。</p>		

4. 個数

本貫通部（X-69）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-69）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-620
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.98
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200
外 径	mm	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-620) は、設計基準対象施設として低電導度廃液を移送するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、放射性ドレン移送系配管の最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p> <p>3. 外径</p> <p>3.1 スリーブの外径</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、<input type="text"/> mm とする。</p>		

4. 個数

本貫通部 (X-620) は, 設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-620) は, 設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-10A, X-10D		
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)		8.62 (MPa)
最高使用温度	℃	171, 200	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	2		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-10A, X-10D) は, 設計基準対象施設として主蒸気をタービンへ導くために設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大气への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-10A, X-10D のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 X-10A, X-10D の端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 X-10A, X-10D の管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は, 原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は, 原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 X-10A, X-10D のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は，原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 X-10A, X-10D の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.3 X-10A, X-10D の管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 X-10A, X-10D のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.2 X-10A, X-10D の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.3 X-10A, X-10D の管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-10A, X-10D) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部 (X-10A, X-10D) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等
対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-10B, X-10C		
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)		8.62 (MPa)
最高使用温度	℃	171, 200	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	2		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-10B, X-10C) は, 設計基準対象施設として主蒸気をタービンへ導くために設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ, 放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-10B, X-10C のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 X-10B, X-10C の端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 X-10B, X-10C の管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は, 原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合は, 原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 X-10B, X-10C のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は，原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 X-10B, X-10C の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は，原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.3 X-10B, X-10C の管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は，原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 X-10B, X-10C のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.2 X-10B, X-10C の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.3 X-10B, X-10C の管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-10B, X-10C) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部 (X-10B, X-10C) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等
対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-12A, X-12B		
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最高使用温度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm			
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	2		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-12A) は、設計基準対象施設として原子炉压力容器へ原子炉冷却材を給水するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、高压代替注水系、低压注水系、低压代替注水系、代替循環冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-12B) は、設計基準対象施設として原子炉压力容器へ原子炉冷却材を給水するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに原子炉隔離時冷却系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-12A, X-12B のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 X-12A, X-12B の端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>				

1.3 X-12A, X-12B の管の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。

本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 X-12A, X-12B のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 X-12A, X-12B の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃ とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用温度と同じ 306℃ とする。

2.3 X-12A, X-12B の管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃ とする。

本管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用温度と同じ 306℃ とする。

3. 外径

3.1 X-12A, X-12B のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-12A, X-12B の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計

基準対象施設と同仕様で設計し、mmとする。

3.3 X-12A, X-12B の管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合の外径は、接続する主要弁 B21-F051A, B の呼び径と同仕様で設計し、mmとする。

4. 個数

本貫通部 (X-12A, X-12B) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部 (X-12A, X-12B) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-33A		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-33A) は、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ(A)に原子炉冷却材を導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E11-F010A の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-33A）は、設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-33A）は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-33B		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8. 62, 9. 22 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 本貫通部 (X-33B) は、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ(B)に原子炉冷却材を導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。 重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8. 62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9. 22MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p>				

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E11-F010B の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-33B）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-33B) は, 設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-33C		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-33C) は、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ (C) に原子炉冷却材を導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p>				

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E11-F010C の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-33C）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-33C) は, 設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-31B		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8. 62, 9. 22 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-31B) は、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプにより原子炉圧力容器へ冷却水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、低圧注水系、低圧代替注水系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8. 62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9. 22MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E11-F006B の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-31B）は、設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-31B）は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-31C		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-31C) は、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプにより原子炉圧力容器へ冷却水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに残留熱除去系、低圧注水系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E11-F006C の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-31C) は, 設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-31C) は, 設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-35B, X-35C		
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最高使用温度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	□	□	□
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	2		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-35B, X-35C) は, 設計基準対象施設として高圧炉心注水系ポンプにより原子炉圧力容器に冷却水を注水するために設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ, 放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに高圧炉心注水系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 X-35B, X-35C のスリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 X-35B, X-35C の端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 X-35B, X-35C の管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は, 原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 X-35B, X-35C のスリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 X-35B, X-35C の端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 X-35B, X-35C の管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 X-35B, X-35C のスリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 X-35B, X-35C の端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 X-35B, X-35C の管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E22-F003B,C の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-35B, 35C）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-35B, 35C）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-50		
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)		8.62 (MPa)
最高使用温度	℃	171, 200	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-50) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材浄化系ポンプにより原子炉冷却材を浄化装置に導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は，原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-50）は、設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-50）は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-37		
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最高使用温度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-37) は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器で発生した蒸気を原子炉隔離時冷却系のタービンに導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉压力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主要弁 E51-F035 の呼び径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-37）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-37）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-38		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8. 62 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-38) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材浄化系ポンプにより原子炉压力容器内にスプレイするための冷却水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉压力容器の最高使用圧力と同じ 8. 62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8. 62MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子

炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-38) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-38) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-213		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		0.98 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	104, 200	184, 200	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-213) は、設計基準対象施設として原子炉隔離時冷却系のタービンから蒸気をサブプレッションプールへ排気するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、接続する主配管「蒸気出口配管合流部～サブプレッションチェンバ」の最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、0.98MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、接続する主配管「蒸気出口配管合流部～サブプレッションチェンバ」の最高使用温度と同じ 184℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、接続する主配管「蒸気出口配管合流部～サブプレッションチェンバ」の最高使用温度と同じ 184℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主配管「蒸気出口配管合流部～サブプレッションチェンバ」の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-213）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-213）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-11		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8. 62 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-11) は、設計基準対象施設として主蒸気のドレン水を復水器へ導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大气への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8. 62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8. 62MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は，原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-11) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-11) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-22		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8.62, 9.22 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302, 306	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-22) は、設計基準対象施設としてほう酸水注入系ポンプにより原子炉圧力容器へほう酸水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びにほう酸水注入系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用圧力と同じ 9.22MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉圧力容器の使用温度と同じ 306℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主配管「ほう酸水注入系ポンプ～ほう酸水注入系合流部」の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-22）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-22）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-65		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		1.37 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	□	□	□
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-65) は、設計基準対象施設として換気空調補機常用冷却水系ポンプにより、空調機へ冷却水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、換気空調補機常用冷却水系配管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-65）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-65）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-66		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		1.37 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	□	□	□
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-66) は、設計基準対象施設として換気空調補機常用冷却水系ポンプにより、空調機の冷却を行った水を排出するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、換気空調補機常用冷却水系配管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-66）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-66）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-215		
最高使用圧力	kPa	310, 620		
最高使用温度	℃	104, 200		
外 径	mm	□	□	□
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-215) は、設計基準対象施設として原子炉隔離時冷却系の真空ポンプの排気をサブレーションチェーンバに導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-215）は、設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-215）は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-220		
最高使用圧力	kPa	310, 620		
最高使用温度	℃	104, 200		
外 径	mm	□	□	□
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-220) は、設計基準対象施設として主蒸気隔離弁の弁グランド部からの漏洩水をサプレッションチェンバに導くために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-220) は, 設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-220) は, 設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-60		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		1.37 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-60) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の機器へ純水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、純水補給水系配管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 1.37MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、重設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-60）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-60）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-70		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		0.86 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-70) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置してある計装設備に圧縮空気を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、計装用圧縮空気系配管の最高使用圧力と同じ 0.86MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 0.86MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-70）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-70）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-71A		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		1.77 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	□	□	□
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-71A) は、設計基準対象施設として高圧窒素ガス供給系より主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに窒素を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス喪失時の減圧設備の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、接続する主配管「P54-F007A～P54-F008A」の最高使用圧力と同じ 1.77MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力（内圧）620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と</p>				

同じ 1.77MPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-71A) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-71A) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-71B		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		1. 77 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-71B) は、設計基準対象施設として高圧窒素ガス供給系より主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに窒素を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス喪失時の減圧設備の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、接続する主配管「P54-F007B～P54-F008B」の最高使用圧力と同じ 1. 77MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と</p>				

同じ 1.77MPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、重設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計

基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-71B) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-71B) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-72		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		1.77 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-72) は、設計基準対象施設として高圧窒素ガス供給系より主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータへ窒素を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の 대기への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス喪失時の減圧設備の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、接続する主配管「P54-F208～P54-F209」の最高使用圧力と同じ 1.77MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と</p>				

同じ 1.77MPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-72) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-72) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-170		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		8.62 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-170) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の試料をサンプリング設備に送るために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は，原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は，原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は，原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基

準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-170) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-170) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-621		
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)		0.98 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200		
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板	管
個 数	—	1		
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-621) は、設計基準対象施設として高電導度廃液を移送するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、放射性ドレン移送系配管の最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 0.98MPa とする。</p>				

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.3 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-621）は，設計基準対象施設として1個設置する。

本貫通部（X-621）は，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-610, X-710	
最 高 使 用 圧 力	—	310, 620 (kPa)	18.6 (MPa)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	管
個 数	—	205	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-610, X-710) は, 設計基準対象施設として緊急時に原子炉スクラムを行うため, 制御棒駆動機構へ制御棒駆動水を供給するために設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ, 放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁並びに制御棒駆動系の流路として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は, 制御棒駆動系配管の最高使用圧力と同じ 18.6MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は, 設計基準対象施設と同様の使用方法であるため, 設計基準対象施設と同仕様で設計し, 18.6MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は, 原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は, 重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉格納容器(ドライウエル)の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器(ドライウエル)の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、接続する主配管「水圧制御ユニット～制御棒駆動機構ハウジング」の外径と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-610, X-710) は、設計基準対象施設として X-610 は 102 個、 X-710 は 103 個、合計 205 個設置する。

本貫通部 (X-610, X-710) は、設計基準対象施設として 205 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-700A, X-700B, X-700C, X-700D, X-700E, X-700F, X-700G, X-700H, X-700J, X-700K	
最高使用圧力	—	310, 620 (kPa)	8.62 (MPa)
最高使用温度	℃	302	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	管
個 数	—	10	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-700A, X-700B, X-700C, X-700D, X-700E, X-700F, X-700G, X-700H, X-700J, X-700K) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材再循環ポンプのシールキャビティへページ水を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 管の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力は、原子炉圧力容器の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>本管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 (内圧) 620kPa を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 8.62MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃ とする。</p>			

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度と同じ 302℃とする。

2.2 管の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃とする。

本管を重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200℃を上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用温度と同じ 302℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 管の外径

本管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-700A, X-700B, X-700C, X-700D, X-700E, X-700F, X-700G, X-700H, X-700J, X-700K）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 10 個設置する。

本貫通部（X-700A, X-700B, X-700C, X-700D, X-700E, X-700F, X-700G, X-700H, X-700J, X-700K）は、設計基準対象施設として 10 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-130A, X-130B, X-130C, X-130D, X-140B, X-141A, X-141B	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	171, 200	302
外 径	mm		
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	7	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-130A, X-130B, X-130C, X-130D, X-140B, X-141A, X-141B) は、設計基準対象施設として、主に主蒸気系の流量を計測するため及び機器の水位を計測するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302°C とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合の温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200°C を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302°C とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-130A, X-130B, X-130C, X-130D, X-140B, X-141A, X-141B）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 7 個設置する。

本貫通部（X-130A, X-130B, X-130C, X-130D, X-140B, X-141A, X-141B）は、設計基準対象施設として 7 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-140A	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	171, 200	302
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-140A) は、設計基準対象施設として、主に原子炉冷却材浄化系の流量を計測するため、機器の水位を計測するため及び窒素ガスの供給をするために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302°Cとする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200°Cを上回る設計基準対象施設として使用する管の最高使用圧力と同じ 302°Cとする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-140A）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-140A）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号	X-146A, X-146B, X-146C, X-146D		
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	4	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-146A, X-146B, X-146C, X-146D) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内のドライウエル圧力を計測するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-146A, X-146B, X-146C, X-146D）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 4 個設置する。

本貫通部（X-146A, X-146B, X-146C, X-146D）は、設計基準対象施設として 4 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-171	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-171) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器雰囲気ガスの試料をサンプリング設備に送るために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-171）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-171）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-321A, X-321B	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	104, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-321A, X-321B) は, 設計基準対象施設としてサブプレッションチェンバ内の圧力を計測するために設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は, 原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の最高使用温度と同じ 104℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は, 重大事故等時における原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-321A, X-321B）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-321A, X-321B）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-332A, X-332B	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	104, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-332A, X-332B) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器雰囲気ガスの試料をサンプリング設備に送るために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の最高使用温度と同じ 104℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-332A, X-332B）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-332A, X-332B）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-160	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本貫通部 (X-160) は, 設計基準対象施設として核分裂生成物の濃度を測定するために設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は, 原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-160）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-160）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-177	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-177) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器の全体漏えい率試験を行うために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-177）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-177）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-162A, X-162B	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-162A, X-162B) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器雰囲気ガスの試料をサンプリング設備に送るために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-162A, X-162B）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-162A, X-162B）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-161A	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-161A) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の放射線量率を計測する検出器を収納するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-161A）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-161A）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-161B	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-161B) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の放射線量率を計測する検出器を収納するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-161B）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-161B）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-331A, X-331B	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	104, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-331A, X-331B) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の放射線量率を計測する検出器を収納するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の最高使用温度と同じ 104℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-331A, X-331B）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-331A, X-331B）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-142A, X-142B, X-142C, X-143A, X-143B, X-143C, X-143D, X-144A, X-144B, X-144C, X-144D, X-147	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	171, 200	302
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	12	
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 本貫通部 (X-142A, X-142B, X-142C, X-143A, X-143B, X-143C, X-143D, X-144A, X-144B, X-144C, X-144D, X-147) は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の水位及び圧力を計測するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分に低い量に抑制するために設置する。 重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度 設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302°Cとする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200°Cを上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302°Cとする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-142A, X-142B, X-142C, X-143A, X-143B, X-143C, X-143D, X-144A, X-144B, X-144C, X-144D, X-147）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 12 個設置する。

本貫通部（X-142A, X-142B, X-142C, X-143A, X-143B, X-143C, X-143D, X-144A, X-144B, X-144C, X-144D, X-147）は、設計基準対象施設として 12 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-142D	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	302
外 径	mm		
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-142D) は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の水位及び圧力を計測するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分に低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉压力容器の最高使用温度と同じ 302°C とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合の温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の重大事故等時における使用温度 200°C を上回る設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度と同じ 302°C とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-142D）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-142D）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-320, X-342	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	104, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-320) は、設計基準対象施設として真空破壊弁に窒素ガスを供給し、遠隔で性能検査や検査を行う系統を構成するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分に低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>本貫通部 (X-342) は、設計基準対象施設として事故後の原子炉冷却材及び格納容器雰囲気ガスをサンプリングしたのち、サプレッションチェンバへ戻すために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p>			

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-320, X-342）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部（X-320, X-342）は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-322A, X-322B, X-322C, X-322D, X-322E, X-322F, X-323A, X-323B, X-323C, X-323D, X-323E, X-323F	
最高使用圧力	kPa	310, 620	
最高使用温度	℃	104, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	12	
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 本貫通部 (X-322A, X-322B, X-322C, X-322D, X-322E, X-322F, X-323A, X-323B, X-323C, X-323D, X-323E, X-323F) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内のサブプレッションプール水位を計測するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分に低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ) の最高使用温度と同じ 104℃ とする。</p>			

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-322A, X-322B, X-322C, X-322D, X-322E, X-322F, X-323A, X-323B, X-323C, X-323D, X-323E, X-323F）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 12 個設置する。

本貫通部（X-322A, X-322B, X-322C, X-322D, X-322E, X-322F, X-323A, X-323B, X-323C, X-323D, X-323E, X-323F）は、設計基準対象施設として 12 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-660A, X-660B, X-660C, X-660D
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200
外 径	mm	
構 成	—	スリーブ
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-660A, X-660B, X-660C, X-660D) は、設計基準対象施設として移動式炉心内計装装置により出力領域モニタの校正を行うために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p> <p>3. 外径</p> <p>3.1 スリーブの外径</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。</p>		

4. 個数

本貫通部（X-660A, X-660B, X-660C, X-660D）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 4 個設置する。

本貫通部（X-660A, X-660B, X-660C, X-660D）は、設計基準対象施設として 4 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫通部番号		X-650A, X-650B, X-650C, X-650D, X-651A, X-651B, X-651C, X-651D, X-750A, X-750B, X-750C, X-750D, X-751A, X-751B, X-751C, X-751D
最高使用圧力	kPa	310, 620
最高使用温度	℃	302
外径	mm	□
構成	—	スリーブ
個数	—	16
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-650A, X-650B, X-650C, X-650D, X-651A, X-651B, X-651C, X-651D, X-750A, X-750B, X-750C, X-750D, X-751A, X-751B, X-751C, X-751D) は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の炉心及び原子炉冷却材再循環ポンプ付近の差圧を計測するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉圧力容器の最高使用温度と同じ 302℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の重大事故等時における使用温度 200℃ を上回る設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度と同じ 302℃ とする。</p> <p>3. 外径</p> <p>3.1 スリーブの外径</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的</p>		

で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-650A, X-650B, X-650C, X-650D, X-651A, X-651B, X-651C, X-651D, X-750A, X-750B, X-750C, X-750D, X-751A, X-751B, X-751C, X-751D) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 16 個設置する。

本貫通部 (X-650A, X-650B, X-650C, X-650D, X-651A, X-651B, X-651C, X-651D, X-750A, X-750B, X-750C, X-750D, X-751A, X-751B, X-751C, X-751D) は、設計基準対象施設として 16 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-680A, X-680B, X-780A, X-780B
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200
外 径	mm	<input type="text"/>
構 成	—	スリーブ
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-680A, X-680B, X-780A, X-780B) は, 設計基準対象施設として運転中は原子炉格納容器バウンダリを確保するため閉止しており, 将来の設備増加あるいは設置変更等により原子炉格納容器貫通部の追加に備えて設置する。また, 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり, かつ, 放射性物質の拡散に対する障壁を形成し, その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時における圧力, 温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は, 原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は, 原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は, 重大事故等時における原子炉格納容器 (ドライウエル) の使用温度と同じ 200℃ とする。</p> <p>3. 外径</p> <p>3.1 スリーブの外径</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は, 設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため, 設計基準対象施設と同仕様で設計し, <input type="text"/> mm とする。</p>		

4. 個数

本貫通部（X-680A, X-680B, X-780A, X-780B）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 4 個設置する。

本貫通部（X-680A, X-680B, X-780A, X-780B）は、設計基準対象施設として 4 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-100A			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	171, 200			
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	パイプ (ハウジング)
個 数	—	1			
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-100A) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材再循環ポンプに電力を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 パイプ（ハウジング）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッダの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッダを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 パイプ（ハウジング）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-100A) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-100A) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-100B, X-100E			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	171, 200			
外 径	mm	□	□	□	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	パイプ (ハウジング)
個 数	—	2			
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-100B, X-100E) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材再循環ポンプに電力を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 パイプ（ハウジング）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

2.3 ヘッダの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本ヘッダを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

2.4 パイプ（ハウジング）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-100B, X-100E) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部 (X-100B, X-100E) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-100C			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	171, 200			
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	パイプ (ハウジング)
個 数	—	1			
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-100C) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材再循環ポンプに電力を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 パイプ（ハウジング）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッダの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッダを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 パイプ（ハウジング）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-100C) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-100C) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-100D			
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620			
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200			
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	パイプ (ハウジング)
個 数	—	1			
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-100D) は、設計基準対象施設として原子炉冷却材再循環ポンプに電力を供給するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 パイプ（ハウジング）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッダの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッダを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 パイプ（ハウジング）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するパイプ（ハウジング）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本パイプ（ハウジング）を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-100D) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-100D) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-101A, X-101B, X-103B, X-104A, X-104B, X-104G, X-104H			
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620			
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200			
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッダ	モジュール (ボディ)
個 数	—	7			
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-101A, X-101B, X-103B, X-104A, X-104B, X-104G, X-104H) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置している機器に動力を供給するため及び計測機器からの信号を伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッダの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッダを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 モジュール（ボディ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッダの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッダを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 モジュール（ボディ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-101A, X-101B, X-103B, X-104A, X-104B, X-104G, X-104H) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 7 個設置する。

本貫通部 (X-101A, X-101B, X-103B, X-104A, X-104B, X-104G, X-104H) は、設計基準対象施設として 7 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫通部番号		X-101C, X-101D, X-101E, X-101F, X-101G, X-102A, X-102B, X-102D, X-102E, X-102F, X-102G, X-103A, X-104C, X-104D, X-104E, X-104F			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	171, 200			
外径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	モジュール (ボディ)
個数	—	16			
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-101C, X-101D, X-101E, X-101F, X-101G, X-102A, X-102B, X-102D, X-102E, X-102F, X-102G, X-103A, X-104C, X-104D, X-104E, X-104F) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置している機器に動力を供給するため及び制御信号並びに計測機器からの信号を伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p>					

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

1.4 モジュール（ボディ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッドの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 モジュール（ボディ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時に

おける原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-101C, X-101D, X-101E, X-101F, X-101G, X-102A, X-102B, X-102D, X-102E, X-102F, X-102G, X-103A, X-104C, X-104D, X-104E, X-104F）は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 16 個設置する。

本貫通部（X-101C, X-101D, X-101E, X-101F, X-101G, X-102A, X-102B, X-102D, X-102E, X-102F, X-102G, X-103A, X-104C, X-104D, X-104E, X-104F）は、設計基準対象施設として 16 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-102C, X-103D			
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620			
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200			
外 径	mm	□	□	□	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	モジュール (ボディ)
個 数	—	2			

【設 定 根 拠】

(概要)

本貫通部 (X-102C, X-103D) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置している機器の制御信号及び計測機器からの信号を伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

1. 最高使用圧力

1.1 スリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.2 アダプタの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.3 ヘッドの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.4 モジュール（ボディ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッドの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 モジュール（ボディ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-102C, X-103D) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部 (X-102C, X-103D) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-103C			
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620			
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200			
外 径	mm	□	□	□	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	モジュール (ボディ)
個 数	—	1			

【設 定 根 拠】

(概要)

本貫通部 (X-103C) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置している計測機器からの信号を記録計へ伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。

1. 最高使用圧力

1.1 スリーブの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.2 アダプタの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.3 ヘッドの最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。

1.4 モジュール（ボディ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッドの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 モジュール（ボディ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-103C) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-103C) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫通部番号		X-103E			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	171, 200			
外径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	モジュール (ボディ)
個数	—	1			
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-103E) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置している計測機器からの信号を記録計へ伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 モジュール（ボディ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッドの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 モジュール（ボディ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-103E) は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部 (X-103E) は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫通部番号		X-105A, X-105B, X-105C, X-105D			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	171, 200			
外径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	モジュール (ボディ/プラグ)
個数	—	4			
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-105A, X-105B, X-105C, X-105D) は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内に配置した中性子測定モニタからのデータを記録計へ伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の 대기への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 モジュール（ボディ／プラグ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ／プラグ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310kPaとする。

本モジュール（ボディ／プラグ）を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ620kPaとする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

2.3 ヘッダの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッダの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本ヘッダを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

2.4 モジュール（ボディ／プラグ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ／プラグ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ171℃とする。

本モジュール（ボディ／プラグ）を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部 (X-105A, X-105B, X-105C, X-105D) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 4 個設置する。

本貫通部 (X-105A, X-105B, X-105C, X-105D) は、設計基準対象施設として 4 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-110	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-110) は、設計基準対象施設として運転中は原子炉格納容器バウンダリを確保するため閉止しており、将来の設備増加あるいは設置変更等により原子炉格納容器貫通部の追加に備えて設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃ とする。</p>			

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は、原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-110）は、設計基準対象施設として 1 個設置する。

本貫通部（X-110）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-111, X-113	
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620	
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200	
外 径	mm	□	□
構 成	—	スリーブ	端板
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-111, X-113) は、設計基準対象施設として運転中は原子炉格納容器バウンダリを確保するため閉止しており、将来の設備増加あるいは設置変更等により原子炉格納容器貫通部の追加に備えて設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 端板の最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する端板の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本端板を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度</p> <p>2.1 スリーブの最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器 (ドライウエル) の最高使用温度と同じ 171℃ とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉</p>			

格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

2.2 端板の最高使用温度

設計基準対象施設として使用する端板の最高使用温度は，原子炉格納容器（ドライウエル）の最高使用温度と同じ 171℃とする。

本端板を重大事故等時において使用する場合は，重大事故等時における原子炉格納容器（ドライウエル）の使用温度と同じ 200℃とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

3.2 端板の外径

本端板を重大事故等時において使用する場合は，設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため，設計基準対象施設と同仕様で設計し， mm とする。

4. 個数

本貫通部（X-111，X-113）は，設計基準対象施設として各 1 個，合計 2 個設置する。

本貫通部（X-111，X-113）は，設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

貫 通 部 番 号		X-300A, X-300B			
最高使用圧力	kPa	310, 620			
最高使用温度	℃	104, 200			
外 径	mm	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—
構 成	—	スリーブ	アダプタ	ヘッド	モジュール (ボディ)
個 数	—	2			
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>本貫通部 (X-300A, X-300B) は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内に設置している機器の制御信号及び計測機器からの信号を伝達するために設置する。また、原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> <p>重大事故等対処設備としては、重大事故等時における圧力、温度にて圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力</p> <p>1.1 スリーブの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本スリーブを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.2 アダプタの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本アダプタを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p> <p>1.3 ヘッドの最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力 (内圧) と同じ 310kPa とする。</p> <p>本ヘッドを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 (内圧) と同じ 620kPa とする。</p>					

1.4 モジュール（ボディ）の最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用圧力は、原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310kPa とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力（内圧）と同じ 620kPa とする。

2. 最高使用温度

2.1 スリーブの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するスリーブの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.2 アダプタの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するアダプタの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.3 ヘッドの最高使用温度

設計基準対象施設として使用するヘッドの最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

2.4 モジュール（ボディ）の最高使用温度

設計基準対象施設として使用するモジュール（ボディ）の最高使用温度は、原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の最高使用温度と同じ 104℃ とする。

本モジュール（ボディ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における原子炉格納容器（サブプレッションチェンバ）の使用温度と同じ 200℃ とする。

3. 外径

3.1 スリーブの外径

本スリーブを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

3.2 アダプタの外径

本アダプタを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

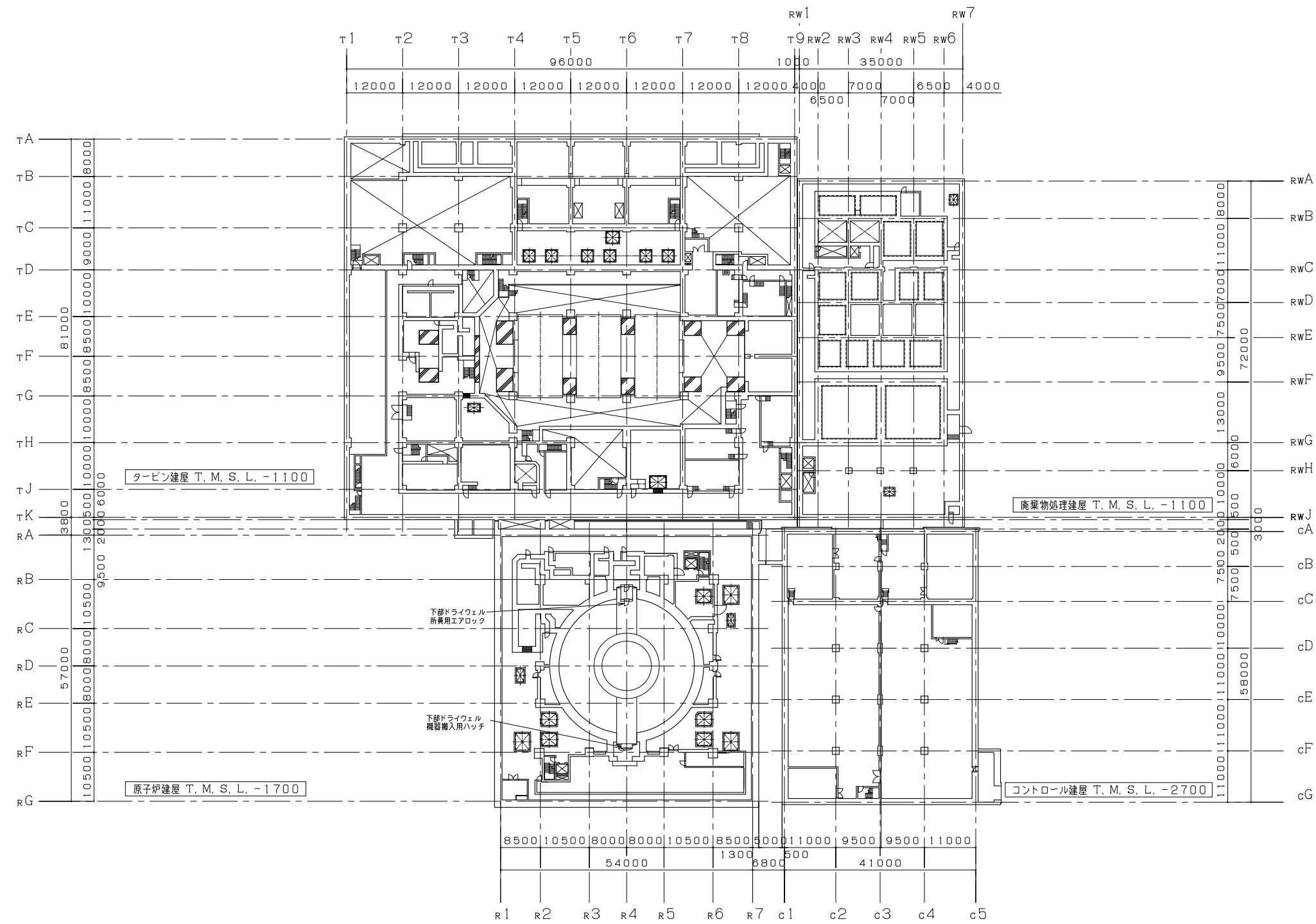
3.3 ヘッドの外径

本ヘッドを重大事故等時において使用する場合の外径は、設計基準対象施設と同じ目的で原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用するため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 mm とする。

4. 個数

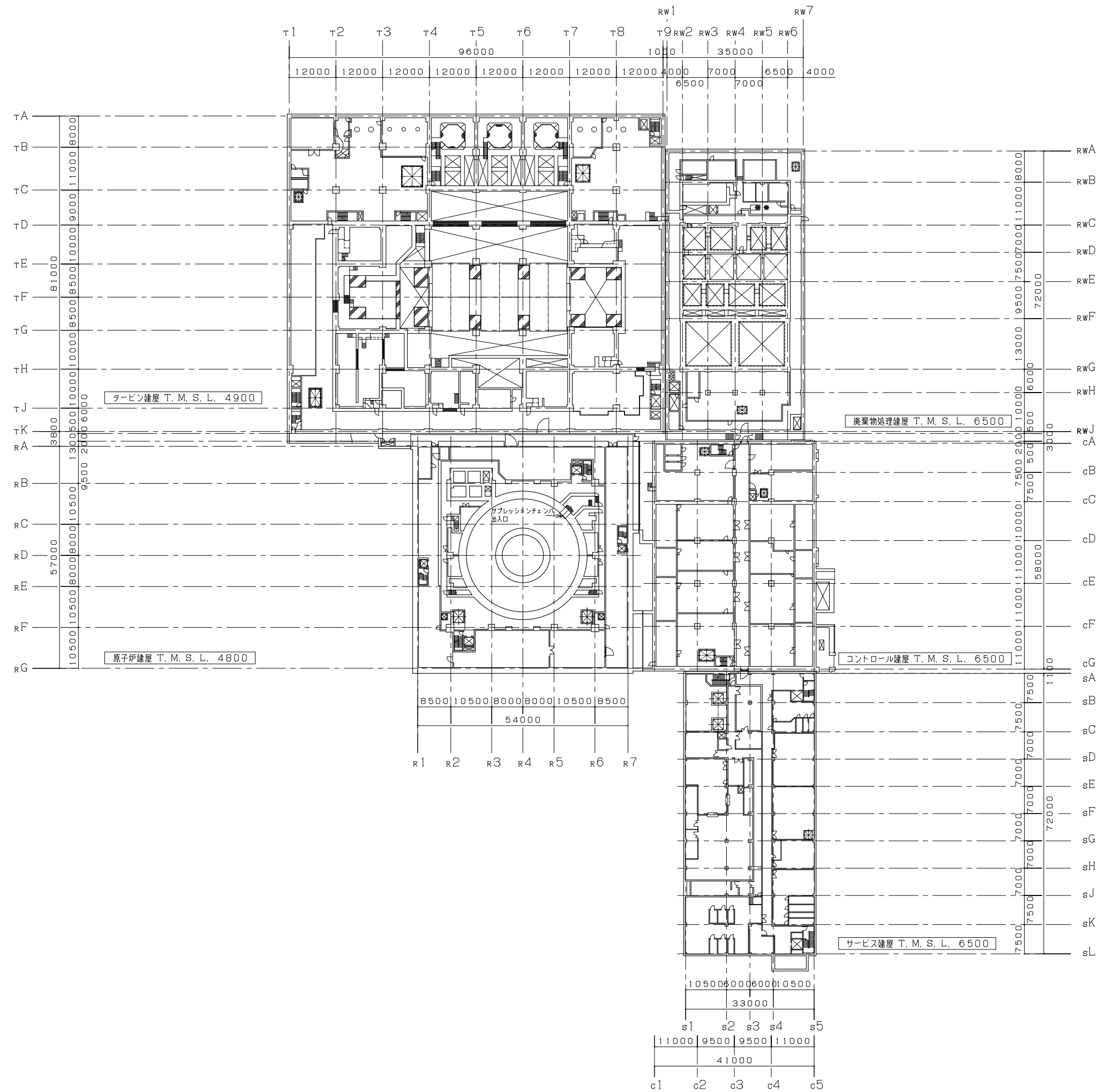
本貫通部 (X-300A, X-300B) は、設計基準対象施設として各 1 個、合計 2 個設置する。

本貫通部 (X-300A, X-300B) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。



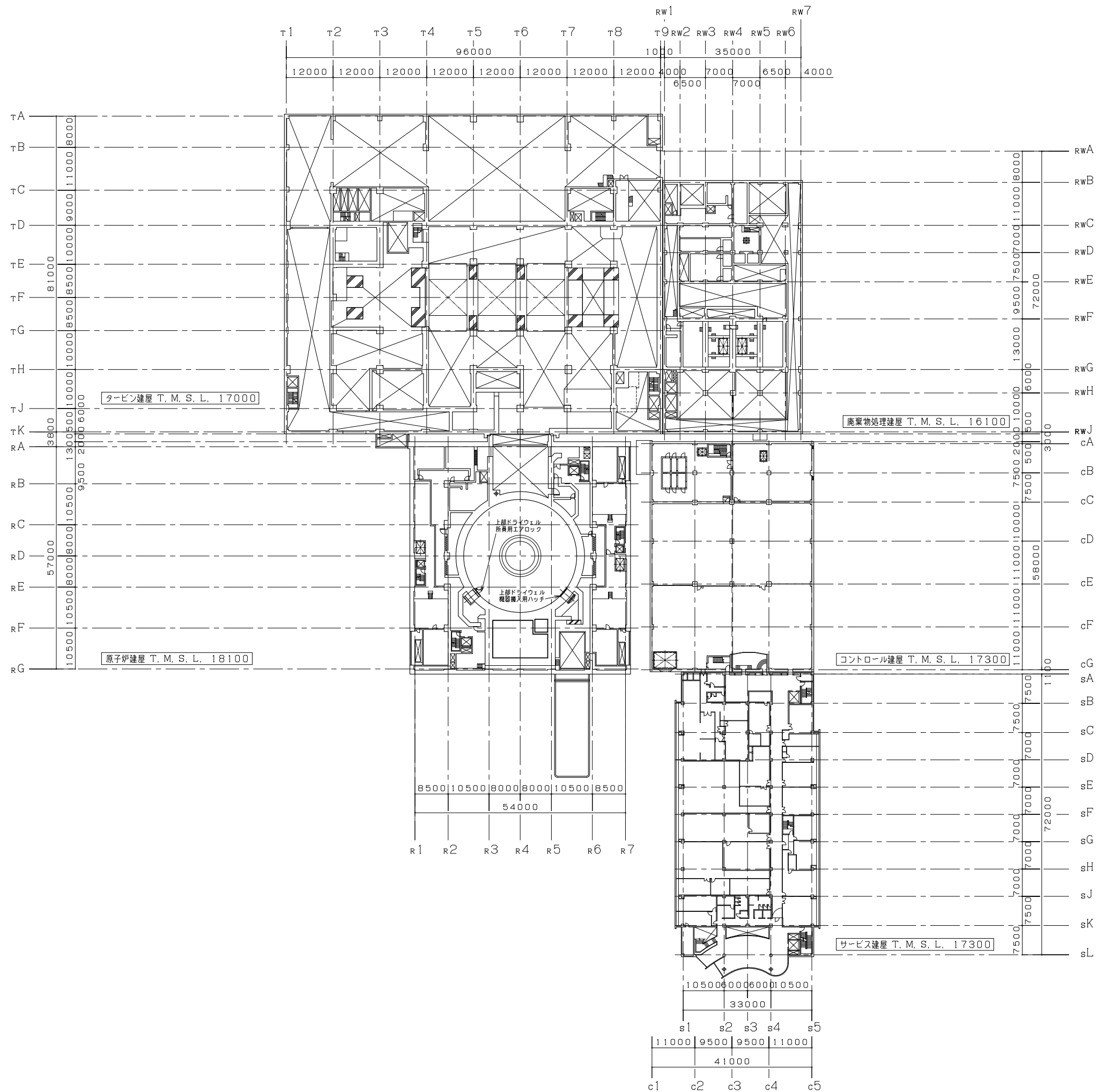
注：寸法はmmを示す。

工事計画認可申請	第8-1-1-1図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	
名称	原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（その1）
東京電力ホールディングス株式会社	



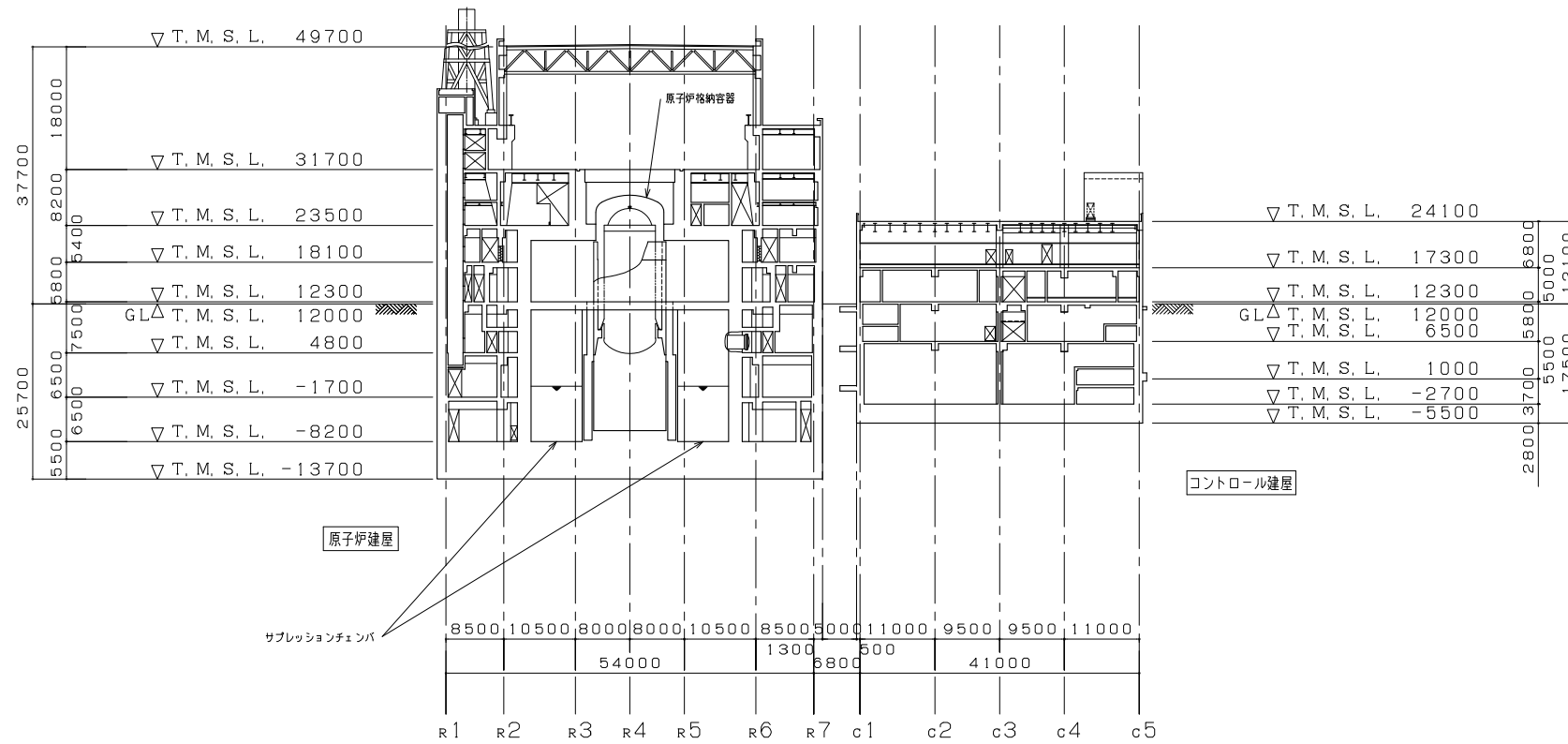
注：寸法はmmを示す。

工事計画認可申請	第8-1-1-2図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	
名称	原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面(その2)
東京電力ホールディングス株式会社	

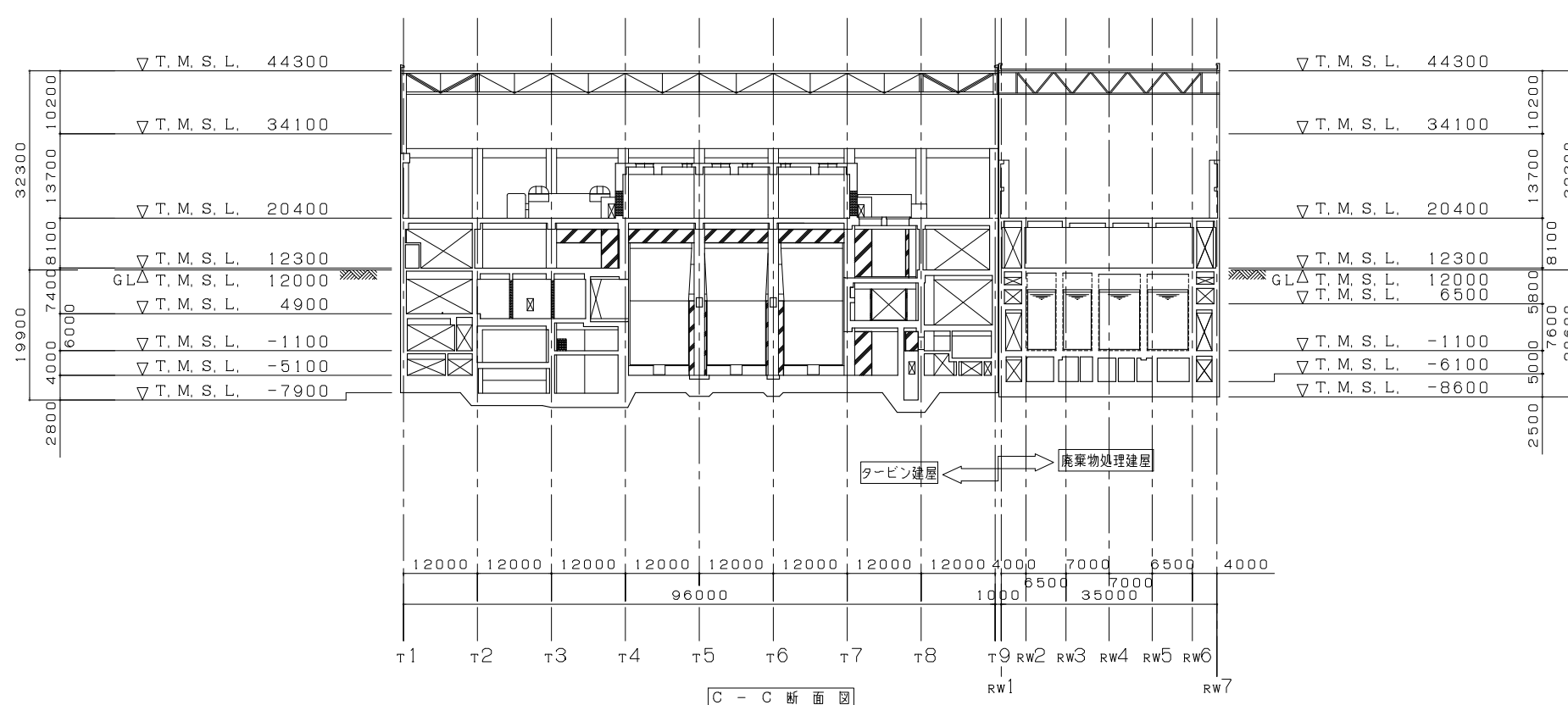
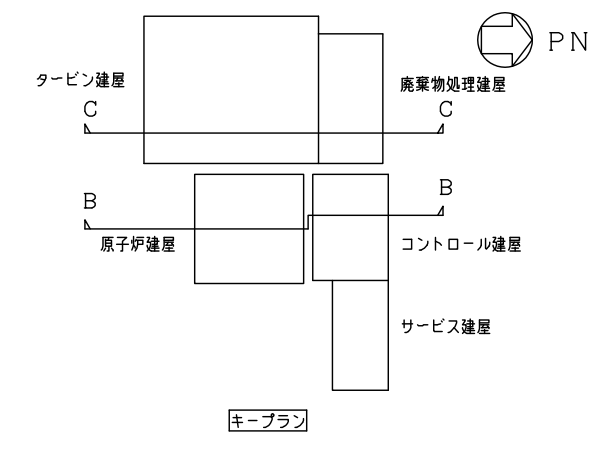


注：寸法はmmを示す。

工事計画認可申請	第8-1-1-3図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	
名称	原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面(その3)
東京電力ホールディングス株式会社	



B - B 断面図



C - C 断面図

注：寸法はmmを示す。

工事計画認可申請	第8-1-1-4図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	
名称	原子炉格納施設のうち原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面(その4)
東京電力ホールディングス株式会社	

Table with columns: 貫通部番号, 用途, スリーブ (外径, 厚さ, 長さ), 位置 (高さ, 方位). Rows include various components like X-1 to X-113.

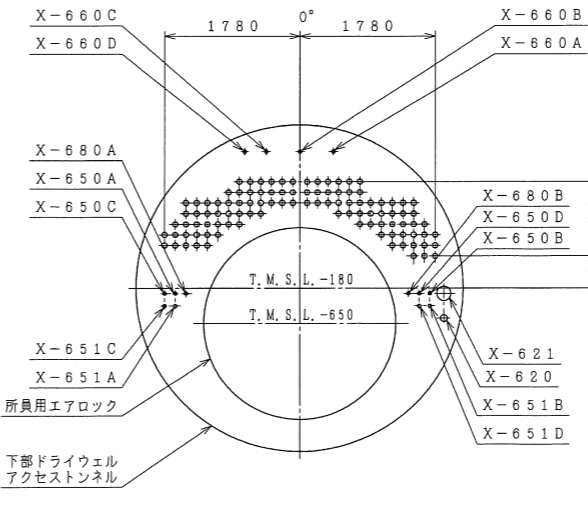
Table with columns: 貫通部番号, 用途, スリーブ (外径, 厚さ, 長さ), 位置 (高さ, 方位). Rows include various components like X-130A to X-650B.

Table with columns: 貫通部番号, 用途, スリーブ (外径, 厚さ, 長さ), 位置 (高さ, 方位). Rows include various components like X-650C to X-780B.

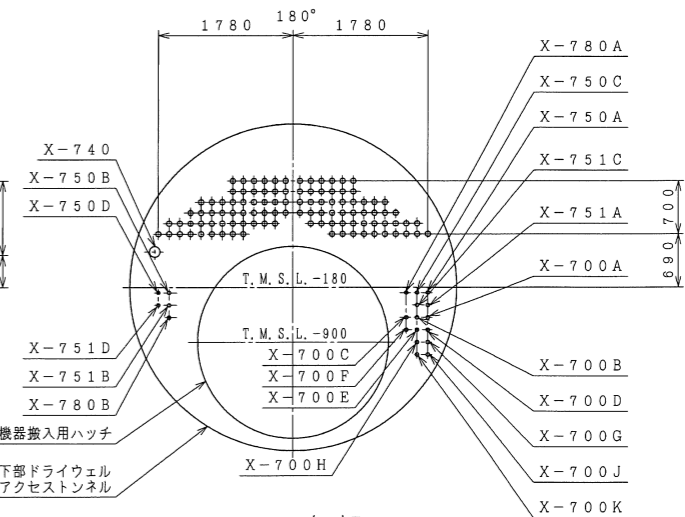
注1: 寸法はmmを示す。
注2: 特記なき寸法は公称値を示す。
注3: 表中のスリーブ外径に示す*1は内径を意味する。
注4: 表中のスリーブ長さに示す*2は端板を含み、*3はフランジを含めた長さを示す。
注5: 表中記号は下記を意味する。

Table with columns: 記号, 名称, 記号, 名称. Rows include ADS, CRD, CUW, FCS, FMCRD, HNCW, HPCF, ISI, MSIV.

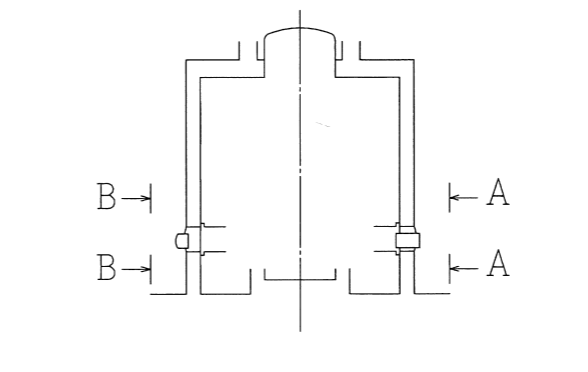
Table with columns: 貫通部番号, 個数. Rows include X-610 (102), X-710 (103), その他 (各1).



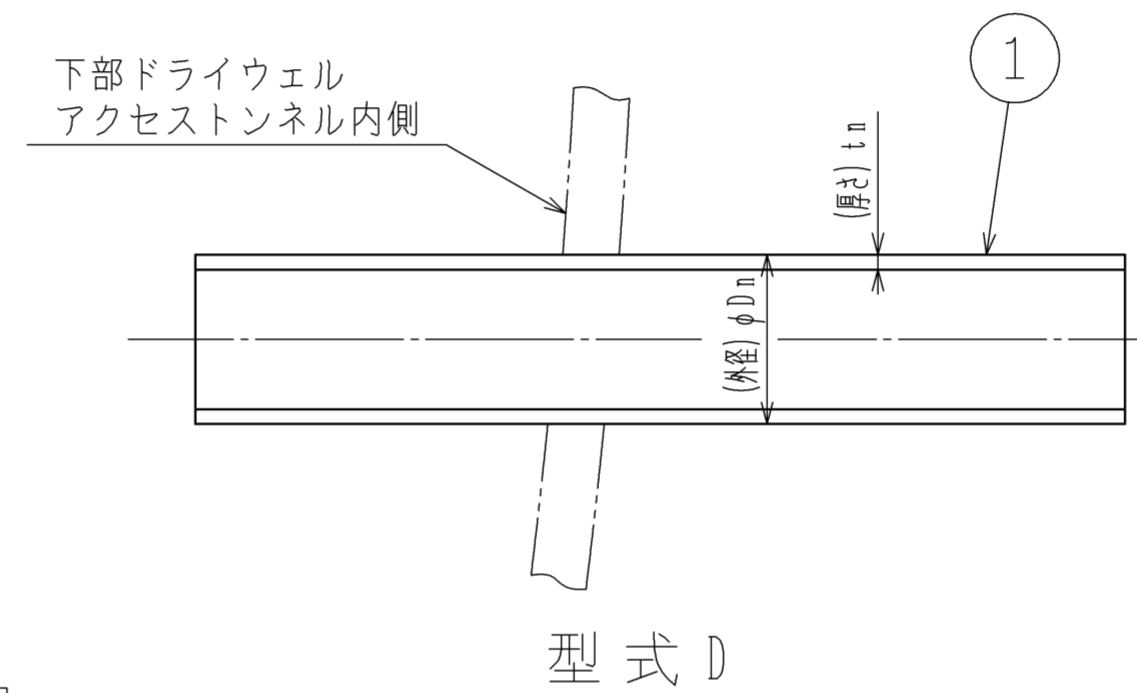
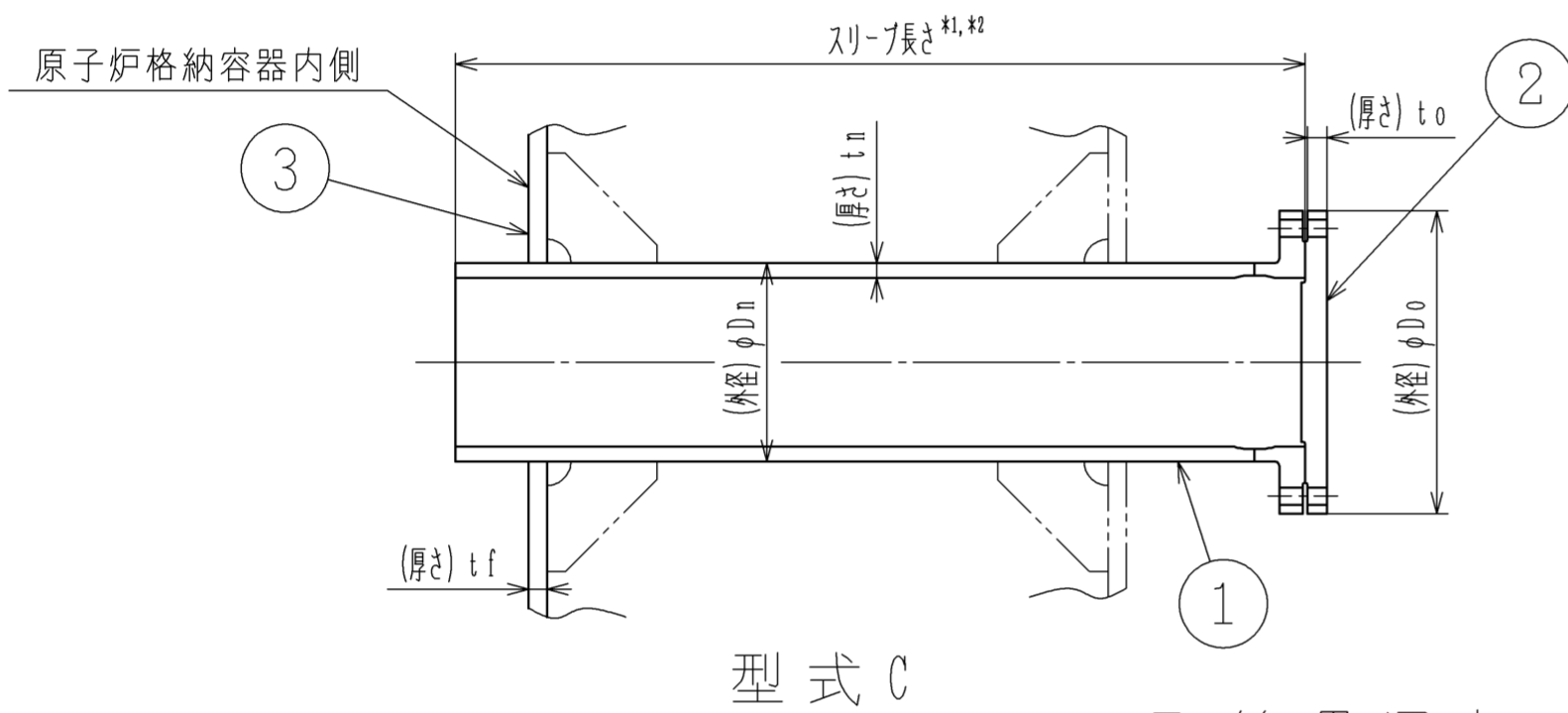
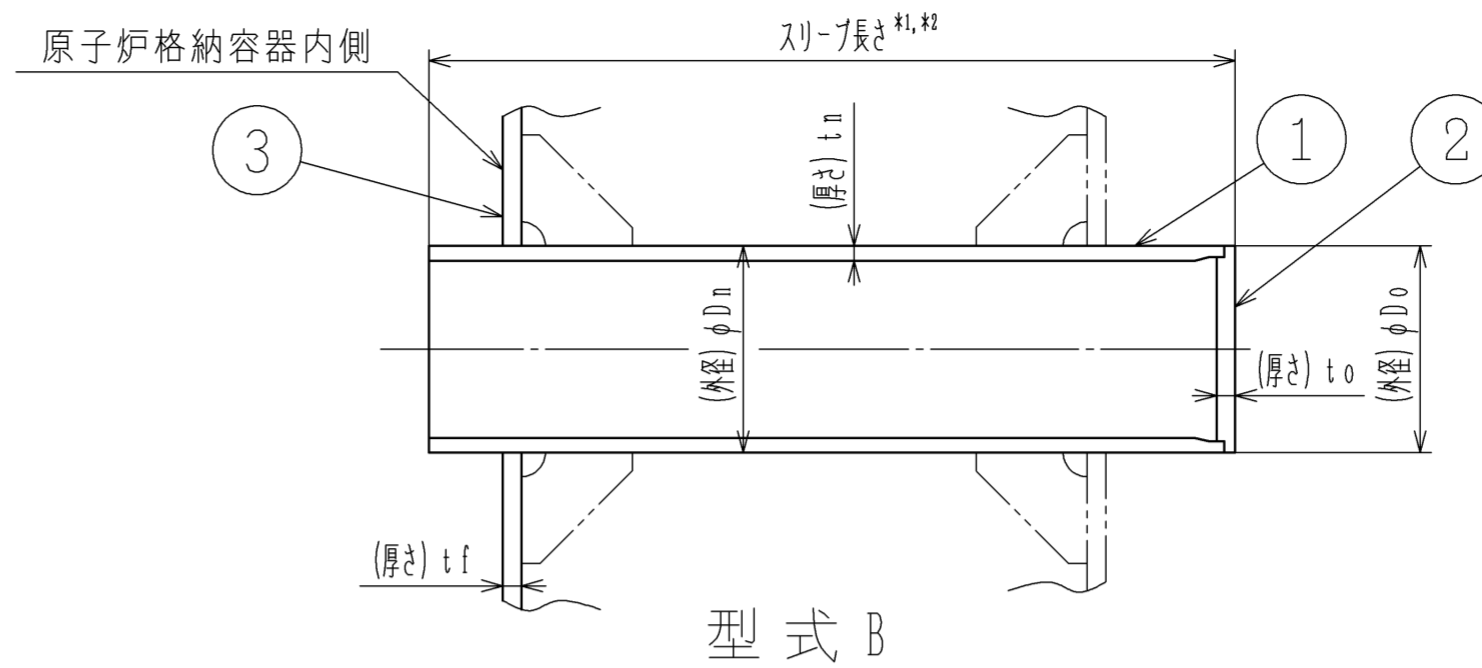
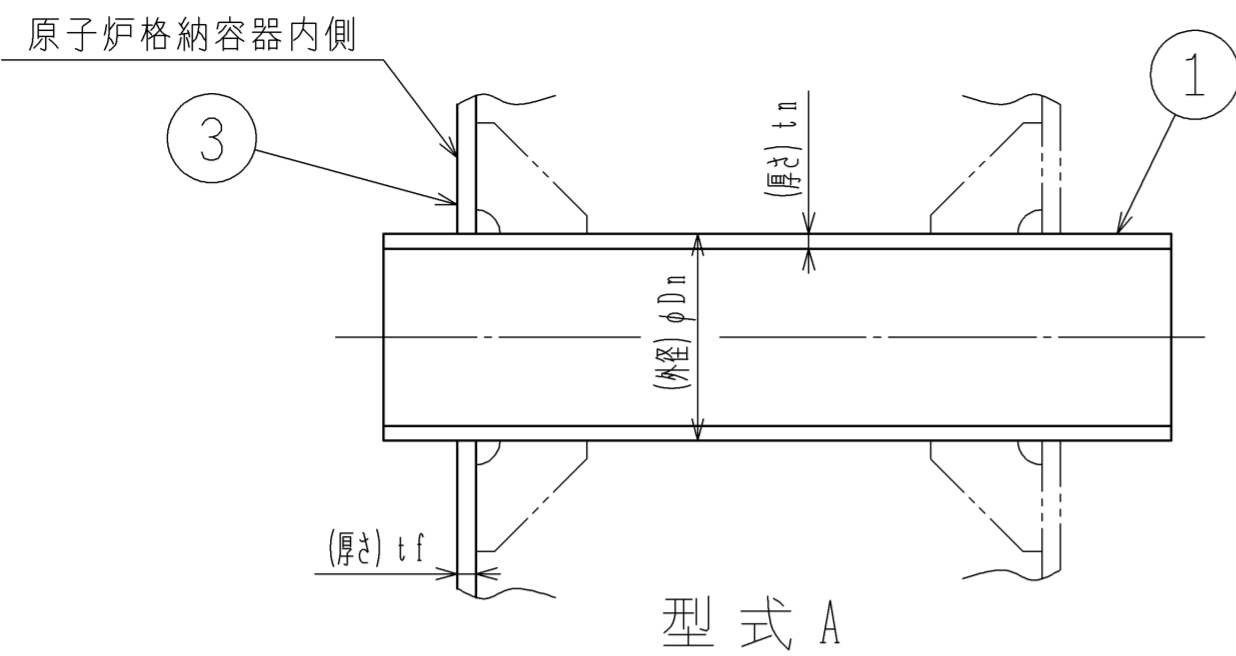
A~A 矢視図
(番号無き貫通部はX-610を示す.)



B~B 矢視図
(番号無き貫通部はX-710を示す.)



Form containing project information: 工事計画認可申請 第8-1-2-1図, 柏崎刈羽原子力発電所第7号機, 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部一覧表, 東京電力ホールディングス株式会社.



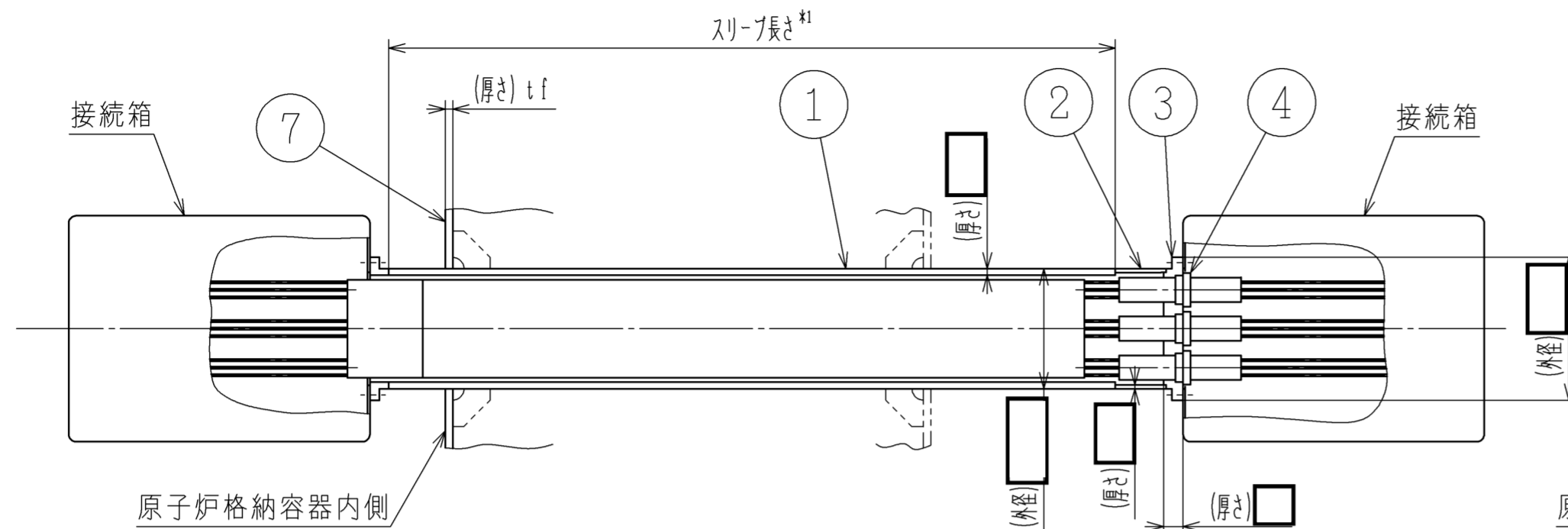
配管貫通部 [直結型]

貫通部番号	個数	① スリーブ			② 端板		③ フランジプレート		型式
		Dn (mm)	tn (mm)	材料	Do (mm)	to (mm)	材料	tf (mm)	
X-3	1								C
X-30B, C	2								A
X-61	1								A
X-62	1								A
X-63	1								A
X-64	1								A
X-69	1								A
X-80	1								A
X-81	1								A
X-82	1								A
X-90	1								B
X-91	1								B
X-92	1								B
X-93	1								B
X-200B, C	2								A
X-201	1								A
X-202	1								A
X-203	1								A
X-204	1								A

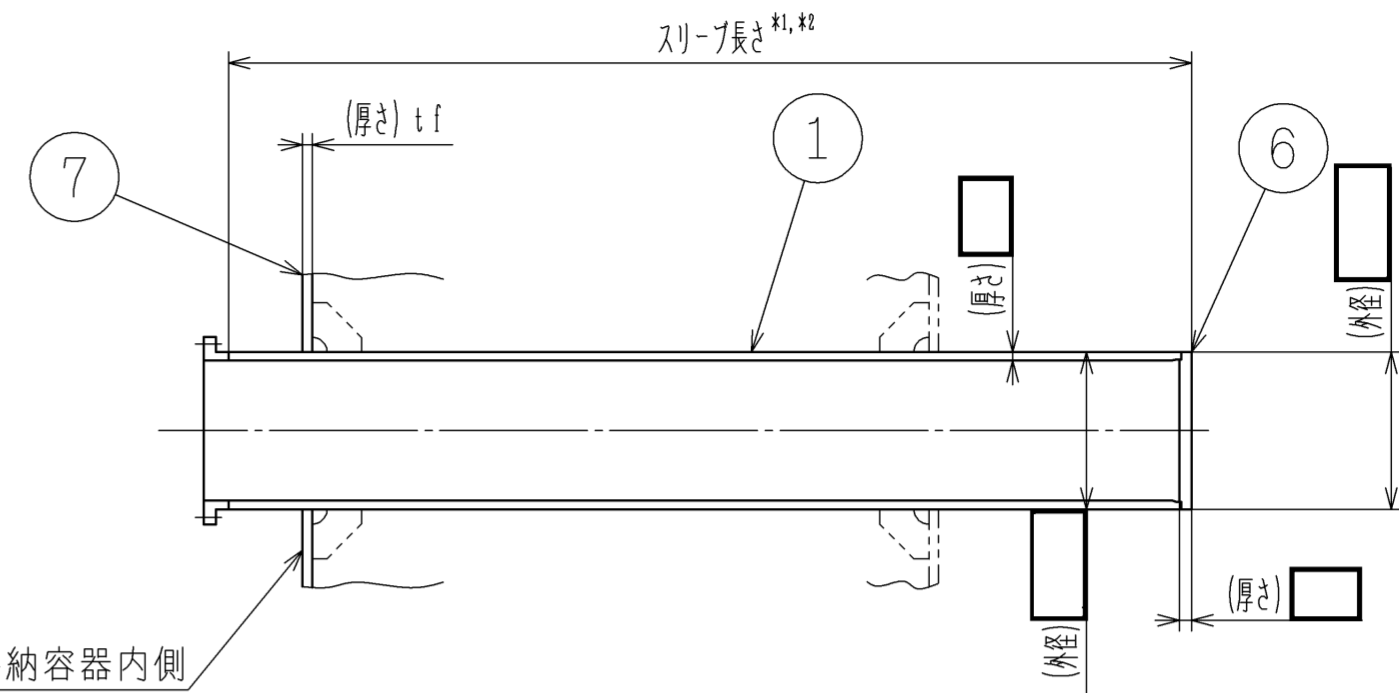
貫通部番号	個数	① スリーブ			② 端板		③ フランジプレート		型式
		Dn (mm)	tn (mm)	材料	Do (mm)	to (mm)	材料	tf (mm)	
X-205	1								A
X-206	1								A
X-210B, C	2								A
X-214	1								A
X-221	1								A
X-222	1								A
X-240	1								A
X-241	1								A
X-242	1								A
X-250	1								B
X-251	1								B
X-252	1								B
X-253	1								A
X-254	1								B
X-255	1								B
X-620	1								D
X-740	1								D
X-112	1								A

注：特記なき寸法は公称値を示す。
 注記*1：スリーブ長さは第8-1-2-1図に示す。
 *2：型式B, Cのスリーブ長さには、端板またはフランジ部まで含む。

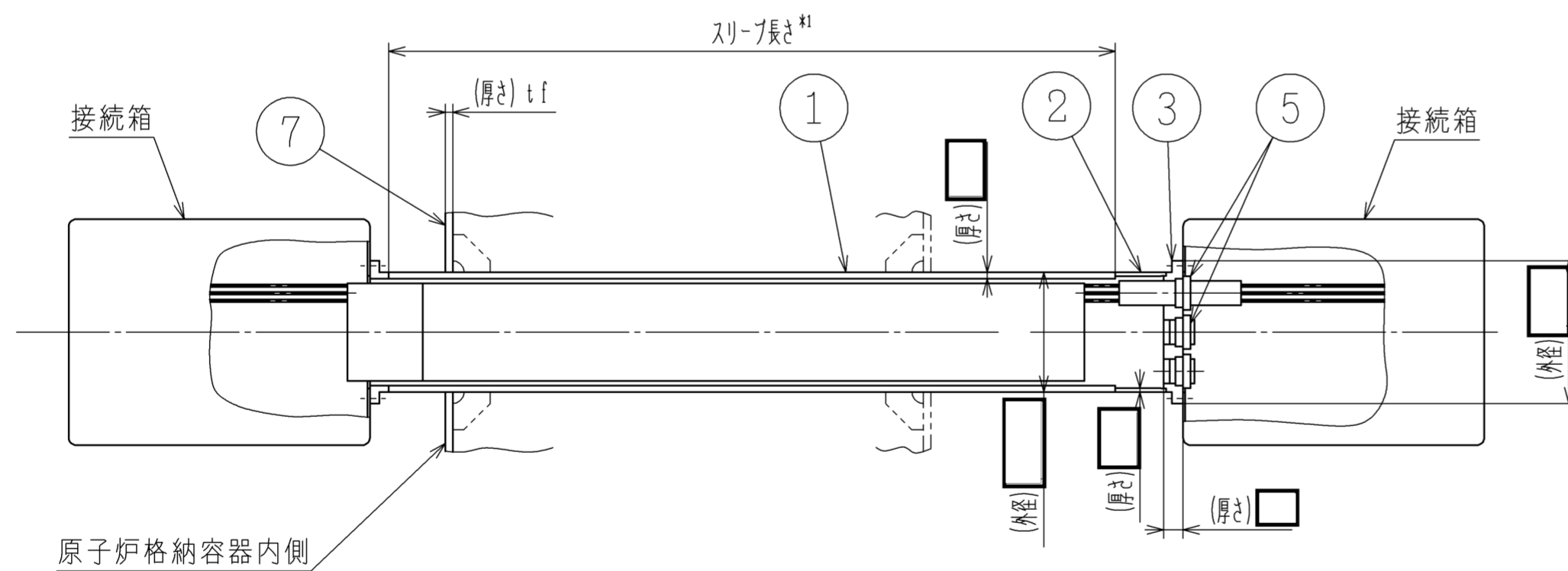
工事計画認可申請	第8-1-2-2図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	
名称	原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 配管貫通部 (その1)
東京電力ホールディングス株式会社	



貫通部番号	個数	tf (mm)
X-101A, B, C, D, E, F, G	7	□
X-102A, B, C, D, E, F, G	7	
X-103A, B, C, D, E	5	
X-104A, B, C, D, E, F, G, H	8	
X-300A, B	2	



貫通部番号	個数	tf (mm)
X-110	1	□
X-111	1	
X-113	1	



貫通部番号	個数	tf (mm)
X-105A, B, C, D	4	□

番号	品名	個数	材料
7	フランジプレート	1	□
6	端板	1	
5	モジュール(ボディ/プラグ)	7	
4	モジュール(ボディ)	7	
3	ヘッダ	1	
2	アダプタ	1	
1	スリーブ	1	
部品表			

注1: 寸法はmmを示す。
 注2: 特記なき寸法は公称値を示す。
 注記*1: スリーブ長さは第8-1-2-1図に示す。
 *2: スリーブ長さは端板まで含む。

工事計画認可申請	第8-1-2-3図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	
名称	原子炉格納施設のうち原子炉格納容器の構造図 電気配線貫通部(その2)
東京電力ホールディングス株式会社	